

男鹿市規則第5号

男鹿市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市表彰条例施行規則（平成17年男鹿市規則第172号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、男鹿市表彰条例（平成17年男鹿市条例第214号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選定基準)</p> <p>第2条 <u>条例第5条</u>に規定する基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(功績の範囲)</p> <p>第3条 <u>条例第6条</u>に規定する功績は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(功労者等の<u>登録等</u>)</p> <p>第5条 市長は、条例第5条及び第6条の規定に基づき功労者等を決定したときは、功労者名簿（様式第1号）及び名誉市民名簿（様式第2号）に登録し永久に保存する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、男鹿市表彰条例（平成17年男鹿市条例第214号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選定基準)</p> <p>第2条 <u>表彰条例第5条</u>に規定する基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(功績の範囲)</p> <p>第3条 <u>表彰条例第6条</u>に規定する功績は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(功労者等の<u>公示及び登録等</u>)</p> <p>第5条 市長は、条例第5条及び第6条の規定に基づき功労者等を決定したときは、<u>一般に公示するとともに</u>、功労者名簿（様式第1号）及び名誉市民名簿（様式第2号）に登録し永久に保存する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。